豊川市公共用地境界確定事務の流れ

① 境界確定の申請(第3条、第4条)

申請者(公共用地に接する土地の所有者)

- 公共用地境界確定申請書(様式第1号)の提出
 - ※添付書類(申請時に用意できないものは後日添付も可とする)
 - 位置図
 - ・公図写し
 - ·登記事項証明書(要約書)
 - 関係土地所有者一覧表
 - 現況実測平面図
 - ・委任状
 - ・隣接地、対側地の確定測量図・換地図等
 - その他

② 書類審査(第5条)

- 審査事項
 - ・申請者の申請適格の具備性
 - ・境界確定申請地が公用土地であること
 - ・申請書の記入漏れの有無、必要添付書類の確認
 - 申請地、付近地の確定の有無

③ 事前調査:必要に応じ調査(第6条)

- 調査基準となる事項
 - ・旧土地台帳、周辺土地の沿革
 - ・法務局備付地図の分筆、合筆等の経過
 - ・境界付近の沿革確認可能な古図、換地図等
 - ・ 過去の立会記録、資料等

④ 立会実施のための通知、依頼(第7条)

- 境界確定のための立会
 - ・市は、申請者に、立会場所、立会日、その他必要な事項を通知
 - ・申請者は、立ち会いが必要な隣接土地所有者、利害関係人、その他参考人 等に立会依頼をする

⑤ 境界確定の立会 (第8条)

- 市は、関係土地所有者一覧表(申請書添付)により立会者の確認
- 立会者全員(委任者の場合はその者)により確定を行う
- 市は、既設杭の位置等の情報提供を求めることができる
- 市は境界確定を、現況実測平面図、公図、登記事項証明書、登記要約書等の 資料に基づき行う

⑥ 境界立会報告書の作成 (第9条)

○ 市は、⑥における境界確定の協議(立会)をした場合は、確定・未確定に係 わらず、境界立会報告書(様式第6号)を作成

⑦ 境界立会報告書の審査・確定 (第10条)

○ 作成された境界立会報告書の内容を審査し、確定又は未確定か等を内部的に 判断(協議)する

⑧ 境界確定図書の作成(第11条)

- 市は、⑦までの処理が整ったときは、申請者に下記の図書を提出させる
 - 境界確定図
 - ・利害関係者の境界立会承諾書(様式第8号)
 - その他書類

⑨ 境界確定書の交付 (第12条)

- 境界確定後、境界確定証明書を受ける者は、境界確定証明交付申請書(様式 第7号)に⑧の図書を添付し申請
- 市は、申請書が適切なとき、境界確定証明書(様式第9号)を交付

⑩ 境界標の設置(第13条)

○ 境界確定したとき、申請者が境界標を設置するものとする

① 申請の取り下げ(第14条)

○ 申請者が、公共用地境界申請書取下願(様式第10号)を提出する

① 申請の却下(第15条)

- 下記のいずれかのとき、市は、公共用地境界確定申請却下通知書(様式第1 1号)により、申請を却下
 - ・市が、提出を求めた書類が未提出で、催促の通知(様式第12号)後60日 以内に提出されない場合
 - ・申請者が立会に応じず、立会日から60日以内に現地立会に応じない場合

(13) 不調通知(第16条)

- 市は、以下のいずれかの場合、公共用地境界確定不調通知書(様式第 13 号) で通知
 - ・境界確定線の協議が整わない
 - ・境界確定協議の整った日から90日以内に境界確定図書が提出されない
 - ・申請する土地が訴訟中
 - その他境界を確定できない場合